

6. 23 廃棄物等

## 6.23 廢棄物等

6.23.1 調査

## (1) 調査の概要

#### 1) 文献その他の資料調査

文献その他の資料調査の概要を表-6.23.1.1に示しました。

表-6.23.1.1 文献その他の資料調査の概要

## 2) 現地調査

現地調査の概要を表-6.23.1.2に、調査方法を表-6.23.1.3に示しました。

表-6. 23. 1. 2 現地調査の概要

調査項目	調査位置	調査時期
①廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	沖縄島北部・中部	平成21年1月～2月

表-6.23.1.3 調査方法

調査項目	調査方法
①廃棄物の種類及び量並びに処理等の把握	再資源化施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の処理能力、受入可能性、処理実績、残余年数等について、関係する地方公共団体や処理業者へのヒアリング調査により把握しました。

## (2) 調査結果

### 1) 文献その他の資料調査

#### (a) 廃棄物処理施設の状況

##### a) 一般廃棄物

一般廃棄物中間処理施設を表-6.23.1.4に、一般廃棄物最終処分場を表-6.23.1.5に、位置図を図-6.23.1.1に示しました。

表-6.23.1.4 事業実施区域周辺の一般廃棄物中間処理施設

実施主体	構成市町村	施設概要	規模	着工年月日	竣工年月日	施設名	施設所在地
名護市	名護市	焼却施設	40t/d	S51.11	S52.12	名護市環境センター	名護市字字茂佐 1710-3
名護市	名護市	粗大ごみ処理施設	5t/d	H10.10	H11.3	名護市粗大ごみ処理施設	名護市字嘉陽 281-37
名護市	名護市	し尿処理施設	40kl/d	S47.8	S.48.3	名護市衛生センター	名護市字源河 2074

資料：「平成19年度活動概況」（平成20年8月、北部福祉保健所）

表-6.23.1.5 事業実施区域周辺の一般廃棄物最終処分場

実施主体	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	埋立開始 年月日	終了予定 年月日	平成17年度末(推計)		施設名	施設所在地
					残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余年数 (年)		
名護市	20,000	185,000	H7.4	H22.3	29,878	3.2	名護市一般廃棄物 最終処分場	名護市字嘉陽 281-37

資料：「平成19年度活動概況」（平成20年8月、北部福祉保健所）

## b) 産業廃棄物

産業廃棄物処理施設においては、調査範囲を沖縄島全域としました。ここでいう沖縄島全域とは、北部、中部、及び南部の各保健所管轄に属する市町村です。

沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧を表-6.23.1.6 に、施設の位置を図-6.23.1.1 に示しました。沖縄島内における産業廃棄物処理施設は 68 施設あります。

表-6.23.1.6(1) 沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧（北部・中部）

番号	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在事業場 市町村	管轄 保健 所	から 事 業 の 実 施 離 ( km )	中間処理										最終処分		
						特定建設資材廃棄物		その他の再生可能な廃棄物（※）										
						コ ン クリ ート 塊	ア ス コ ン 塊	建設 発 生 木 材	建設 汚 泥	伐 木	定 採 草 木	普 通 土 砂	岩 石 類	ア ス フ ル ト アル ブ ラ ック	廃 テ イ ブ リ ラ ス	廃 油		
B	A, B	B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A	A	A	A	A	B	B	A	A
1	A	B	オバス株式会社	大宜味村	北部	35	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	○	-
3	A	-	協和工業株式会社	今帰仁村	北部	25	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-
5	A	B	沖縄道路株式会社	本部町	北部	25	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	A	-	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
7	A	-	株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
8	A	-	丸宮リサイクルセンター	名護市	北部	15	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
9	A	-	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
10	A	-	有限会社手水産業	名護市	北部	15	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
11	A	-	オバス樹木リサイクルセンター恩納	恩納村	中部	30	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
12	A	-	山元産業	宜野座村	中部	10	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
13	A	-	クライヴ林産企業組合	名護市	北部	15	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
14	A	-	(有)共生産業	恩納村	中部	15	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-
15	A	-	共同企業体沖縄アスコン	金武町	中部	15	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
16	A	B	有限会社沖縄クリーン工業	うるま市	中部	30	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-
18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	○	-
19	A	-	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	-	-	-	○	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
20	A	B	不二宮工業（株）	うるま市	中部	40	-	-	-	-	-	○	-	◆	◆	◆	○	-
21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	-
22	A	-	沖縄テクノクリート株式会社	沖縄市	中部	40	○	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
23	A	-	有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-
24	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
25	A	-	共同企業体うちちなアスコン	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
26	A	B	大成ロடック株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	A	B	フジ砕石	沖縄市	中部	35	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	A	B	琉球開発株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	A	-	(名)友運送	うるま市	中部	40	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
30	A	B	有限会社与勝鉱産	うるま市	中部	45	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	○	-
32	A	B	株式会社川橋建設	中城村	中部	50	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	A	B	(有)オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-
34	A	-	金秀グリーン（株）	西原町	中部	50	-	-	-	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-
35	A	-	(株)七和	西原町	中部	50	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
36	A	-	(有)浦西開発	浦添市	中部	50	○	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-
37	-	B	世紀東急工業株式会社	金武町	中部	20	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	-	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
39	-	B	(資)中部油ヒ汚泥処理施設	沖縄市	中部	40	-	-	○	-	○	◆	◆	◆	○	-	-	-
40	-	B	株式会社NIPPOコーポレーション	沖縄市	中部	40	-	○	-	-	-	◆	◆	-	-	-	-	-
41	-	B	有限会社北中有機肥料	北中城村	中部	55	-	-	-	○	-	◆	◆	-	-	-	-	-
42	-	B	富士石油	中城村	中部	50	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	-	○	-
43	-	B	(株)沖縄開発工業	西原町	中部	60	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	-	○	-

注 1) 原材料として再生利用の可能性のある建設副産物で、資料 A ないしは B に掲載のある廃棄物。

A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」（平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部）

B. 「沖縄地区（17）処分場調査報告書」（平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局）

注 2) ○ : 扱いあり、◆ : 情報なし

表-6.23.1.6(2) 沖縄島内の産業廃棄物処理施設一覧（南部）

番号	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在事業 市場 町村	管 轄 保 健 所	か ら 事 業 距 離 実 施 区 域 ( km )	中間処理												最終処分	
						特定建設資材廃棄物			その他の再生可能な廃棄物（※）									安定 型 埋 立	管理 型 埋 立
						コンクリート塊	アスコン塊	建設発生木材	建設汚泥	・剪伐木	普通土砂	岩石類	アスファルト	防水剤	テアイプラス	廃油			
B	A, B	A, B	A, B	A, B	A, B	A	A	A	A	B	B	B	B	B	B	A	A	A	
44	A	B	街クリーン（株）	南城市	南部	70	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	
45	A	-	（株）日光建設	南城市	南部	70	○	○	○	-	○	○	○	◆	◆	◆	-	-	
46	A	B	（有）とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	
47	A	B	（有）マルヒサ開発	豊見城市	南部	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
48	A	-	（有）新勝土木	南風原町	南部	70	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-	
49	A	B	（株）丸清組	豊見城市	南部	70	-	-	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	○	-	
50	A	B	（株）丸真組	八重瀬町	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
51	A	B	大野産業（株）たから工場	八重瀬町	南部	75	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
52	A	B	（有）大里碎石	八重瀬町	南部	75	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
53	A	B	（有）達商	八重瀬町	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
54	A	B	（有）大開発	糸満市	南部	75	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	
55	A	-	（有）アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	○	-	
56	A	-	（有）吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○	○	○	○	○	◆	◆	◆	-	-	
57	A	-	（株）山城組	糸満市	南部	75	○	○	-	-	-	○	○	◆	◆	◆	-	-	
58	A	-	丸仲化工機（株）	糸満市	南部	75	○	○	○	-	○	-	-	◆	◆	◆	-	-	
59	A	B	（有）開成産業	糸満市	南部	75	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
60	A	-	南部舗道（株）アスコン再資源化センター	糸満市	南部	75	-	○	-	-	-	-	-	◆	◆	◆	-	-	
61	A	-	（株）照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	-	○	-	○	◆	◆	◆	-	-	
62	A	B	（株）紅樹	糸満市	南部	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
63	A	-	（有）山栄土建	糸満市	南部	75	○	○	-	-	-	-	○	◆	◆	◆	-	-	
64	A	B	（株）国洋建設	久米島町	南部	(離島)	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	
65	-	B	（有）三友	南風原町	南部	60	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1) 原材料として再生利用の可能性のある建設副産物で、資料AないしはBに掲載のある廃棄物。

A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」（平成19年10月、沖縄県土木建築部）

B. 「沖縄地区（17）処分場調査報告書」（平成18年6月、那覇防衛施設局）

注2) ○：扱いあり、◆：情報なし

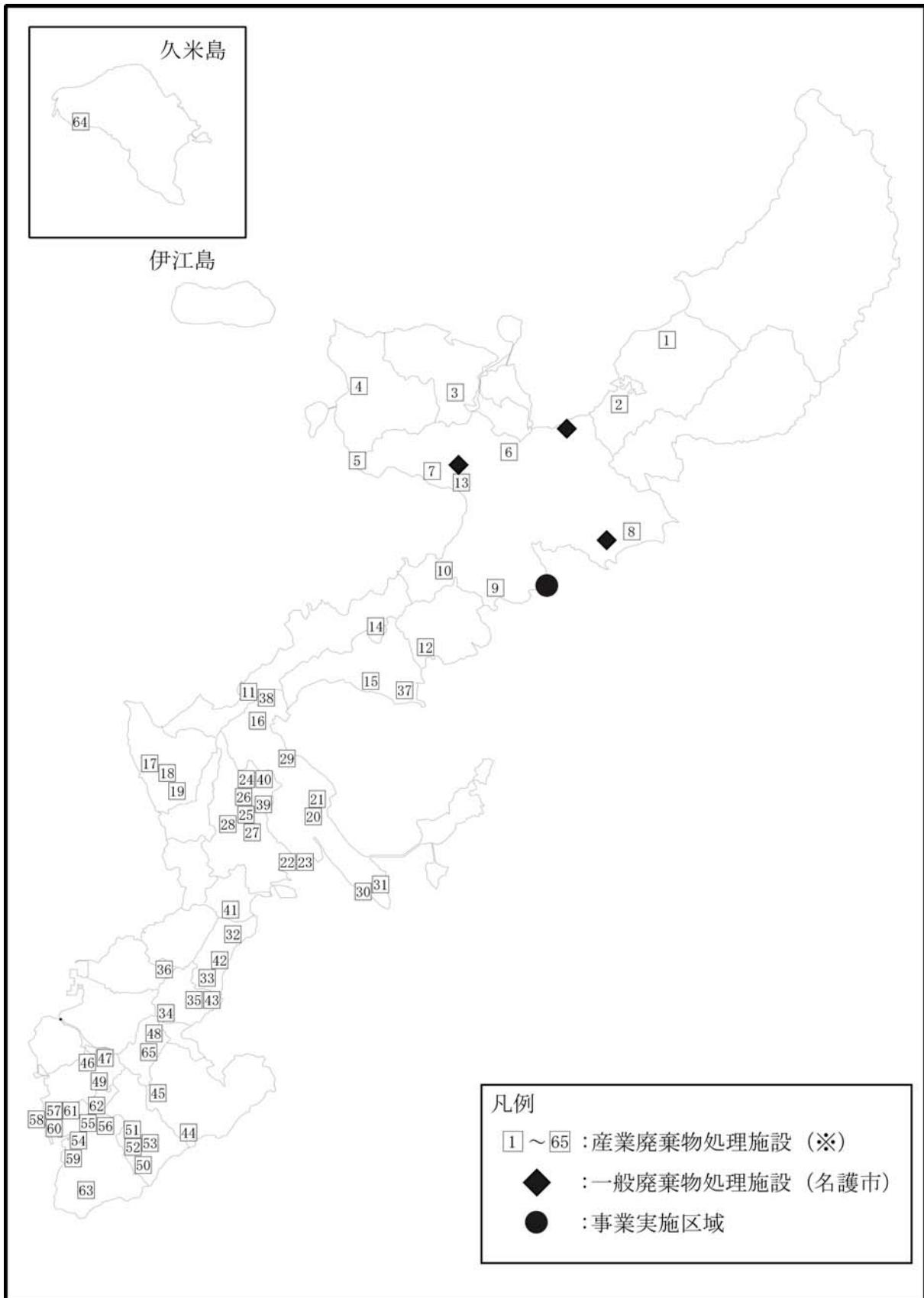


図-6.23.1.1 沖縄本島内の産業廃棄物処理施設の位置図

注) 図中の番号は、表6.23.1.6に示す番号。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」（平成19年10月、沖縄県土木建築部）  
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」（平成18年6月、那覇防衛施設局）

(ア) 中間処理施設

ア) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理施設

表-6.23.1.6 で抽出した廃棄物処理施設の中から、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊（以下アスコン塊とする）処理施設を表-6.23.1.7 に、施設の位置を図-6.23.1.2 に示しました。廃棄物処理施設は43 施設ありました。

表-6.23.1.7 コンクリート、アスコン塊処理施設

通 し 番 号	番号 (注1)	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在 事業 町 村	管 轄 保健 所	か ら 事 業 距 離 ( km )	中間処理		再 生 材 生 産	コンクリート塊 処理能力 (t/d)
							コ ン クリ ー ト 塊	ア ス コ ン 塊		
1	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○
2	3	A	-	協和工業株式会社	今帰仁村	北部	25	○	○	○
3	4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	○	○
4	5	A	B	沖縄道路株式会社	本部町	北部	25	-	○	○
5	6	A	-	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○
6	7	A	-	株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○
7	8	A	-	丸宮リサイクルセンター	名護市	北部	15	○	○	○
8	10	A	-	有限会社手水産業	名護市	北部	15	○	○	○
9	14	A	-	(有)共生産業	恩納村	中部	15	○	○	○
10	15	A	-	共同企業体沖縄アスコン	金武町	中部	15	-	○	○
11	17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	○	○
12	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○
13	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	○
14	22	A	-	沖縄テクノクリート株式会社	沖縄市	中部	40	○	-	○
15	23	A	-	有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○
16	25	A	-	共同企業体うちなアスコン	沖縄市	中部	40	-	○	○
17	26	A	B	大成ロック株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	○
18	27	A	B	フジ砕石	沖縄市	中部	35	○	-	○
19	28	A	B	琉球開発株式会社	沖縄市	中部	40	-	○	○
20	30	A	B	有限会社与勝鉱産	うるま市	中部	45	○	○	○
21	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○
22	32	A	B	株式会社川橋建設	中城村	中部	50	○	○	○
23	33	A	B	(有)オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○
24	35	A	-	(株)七和	西原町	中部	50	-	○	○
25	36	A	-	(有)浦西開発	浦添市	中部	50	○	○	○
26	37	-	B	世紀東急工業株式会社	金武町	中部	20	-	○	○
27	40	-	B	株式会社NIPPOコーポレーション	沖縄市	中部	40	-	○	○
28	44	A	B	街クリーン(株)	南城市	南部	70	○	○	○
29	45	A	-	(株)日光建設	南城市	南部	70	○	○	○
30	46	A	B	(有)とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○
31	48	A	-	(有)新勝土木	南風原町	南部	70	○	○	○
32	51	A	B	大野産業(株)たから工場	八重瀬町	南部	75	○	○	○
33	52	A	B	(有)大里砕石	八重瀬町	南部	75	○	○	○
34	54	A	B	(有)大開発	糸満市	南部	75	○	○	○
35	55	A	-	(有)アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○
36	56	A	-	(有)吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○
37	57	A	-	(株)山城組	糸満市	南部	75	○	○	○
38	58	A	-	九仲化工機(株)	糸満市	南部	75	○	○	○
39	59	A	B	(有)開成産業	糸満市	南部	75	○	○	○
40	60	A	-	南部舗道(株)アスコン再資源化センター	糸満市	南部	75	-	○	○
41	61	A	-	(株)照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○
42	63	A	-	(有)山栄土建	糸満市	南部	75	○	○	○
43	64	A	B	(株)国洋建設	久米島町	南部	(離島)	○	○	○
										344

注1) 番号は、表6.23.1.6の番号と整合しています。

A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」平成19年10月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成18年6月、那覇防衛施設局

C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料(斜体記載)

注2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし

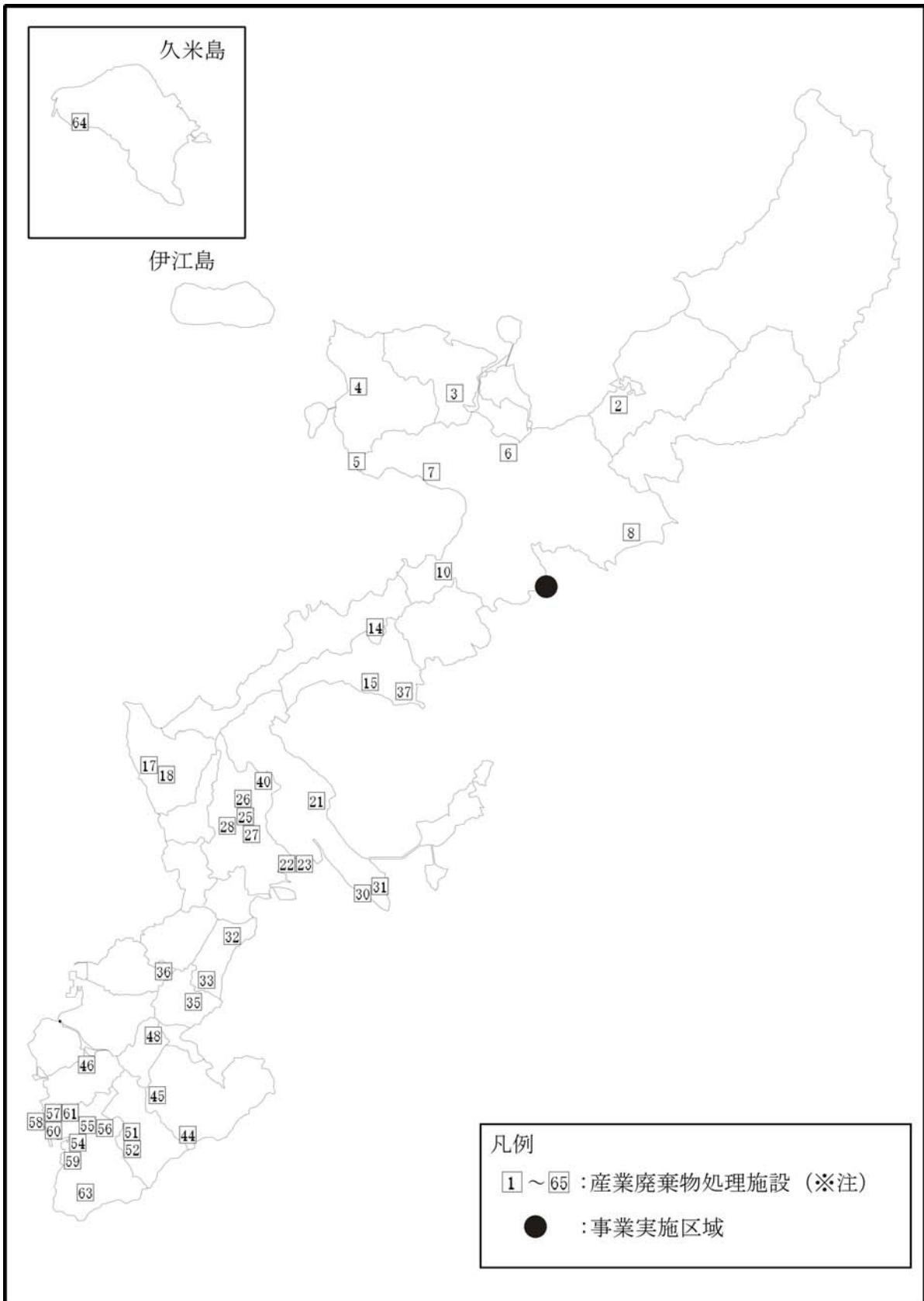


図-6.23.1.2 コンクリート、アスコン塊処理施設の位置図

注) 図中の番号は、表6.23.1.7に示す番号。

資料: 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)  
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

Ⅰ) 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設

表-6.23.1.6 で抽出した廃棄物処理施設の中から、建設発生木材処理施設を表-6.23.1.8 に、施設の位置を図-6.23.1.3 に示しました。建設発生木材処理施設は 22 施設あります。

表-6.23.1.8 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設

通し番号	番号 (注1)	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在事業町場村	管轄保健所	から事業の距離実施区域(km)	中間処理		再生材生産	コンクリート塊処理能力(t/d)
							建設発生木材	・剪定草木		
1	1	A	B オパス株式会社	大宜味村	北部	35	-	○	○	240
2	2	A	- ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	○	○	◆
3	6	A	- 有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	○	○	○	12.672
4	7	A	- 株式会社ゆがふバイオテクノ	名護市	北部	15	○	○	○	◆
5	11	A	- オパス樹木リサイクルセンター恩納	恩納村	中部	30	-	○	○	◆
6	13	A	- クライヴ林産企業組合	名護市	北部	15	-	○	○	100m <sup>3</sup> /d
7	16	A	B 有限会社沖縄クリーン工業	うるま市	中部	30	-	○	○	4.8
8	18	A	B 合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	○	○	32
9	21	A	- 株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○	○	◆
10	23	A	- 有限会社高原建設	沖縄市	中部	40	○	○	○	◆
11	31	A	B 株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	○	○	0.57t/h
12	33	A	B (有)オキセイ産業	中城村	中部	35	○	○	○	4.15
13	34	A	- 金秀グリーン(株)	西原町	中部	50	-	○	○	◆
14	39	-	B (資)中部油ヒ汚泥処理施設	沖縄市	中部	40	○	○	-	15
15	44	A	B 街クリーン(株)	南城市	南部	70	○	○	○	72.48
16	45	A	- (株)日光建設	南城市	南部	70	○	○	○	◆
17	46	A	B (有)とみしろ建材	豊見城市	南部	70	○	○	○	100
18	55	A	- (有)アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
19	56	A	- (有)吉田開発	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
20	58	A	- 丸仲化工機(株)	糸満市	南部	75	○	○	○	◆
21	59	A	B (有)開成産業	糸満市	南部	75	-	○	○	35
22	61	A	- (株)照屋土建 リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○	○	◆

注 1) 番号は、表 6.23.1.6 の番号と整合しています。

A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局

C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料(斜体記載)

注 2) ○: 扱いあり、◆: 情報なし

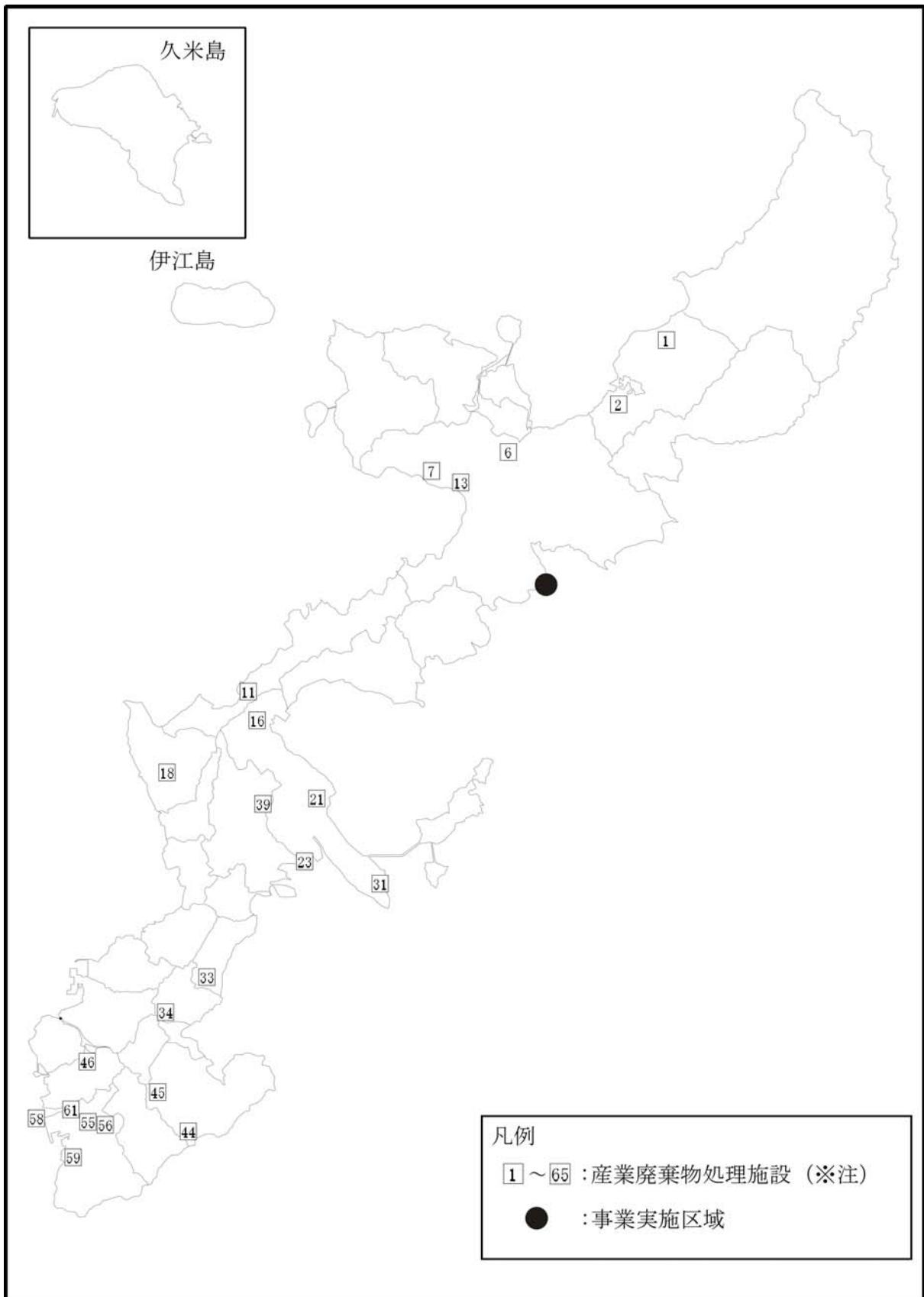


図-6.23.1.3 建設発生木材及び剪定草木・伐採木処理施設の位置図

注) 図中の番号は、表6.23.1.8に示す番号。

資料：「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」（平成19年10月、沖縄県土木建築部）  
 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」（平成18年6月、那覇防衛施設局）

ウ) 汚泥処理施設

表-6.23.1.6 で抽出した廃棄物処理施設の中から、汚泥処理施設を表-6.23.1.9 に、施設の位置を図-6.23.1.4 に示しました。汚泥処理施設は 12 施設あります。

表-6.23.1.9 汚泥処理施設

通し番号	番号 (注1)	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在事業場 町場村	管轄保健所	から事の業距離実施(区域) km	中間処理	再生材生産	コンクリート塊 処理能力
									B (斜体はC)
1	9	A	-	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	○	○ <i>100m<sup>3</sup>/d</i>
2	12	A	-	山元産業	宜野座村	中部	10	○	○ ◆
3	19	A	-	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	○	○ ◆
4	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	○	○ ◆
5	38	-	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	○	- ◆
6	41	-	B	有限会社北中有機肥料	北中城村	中部	55	○	○ <i>85.6m<sup>3</sup>/d</i>
7	44	A	B	街クリーン(株)	南城市	南部	70	○	○ ◆
8	54	A	B	(有) 大開発	糸満市	南部	75	○	○ ◆
9	55	A	-	(有) アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	○ ◆
10	56	A	-	(有) 吉田開発	糸満市	南部	75	○	○ ◆
11	59	A	B	(有) 開成産業	糸満市	南部	75	○	○ ◆
12	65	-	B	(有) 三友	南風原町	南部	60	○	- <i>52m<sup>3</sup>/d</i>

注1) 番号は、表 6.23.1.6 の番号と整合しています。

- A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月、沖縄県土木建築部
- B. 「沖縄地区 (17) 処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局
- C. 沖縄県文化環境部環境整備課資料 (斜体記載)

注2) ○ : 扱いあり、◆ : 情報なし

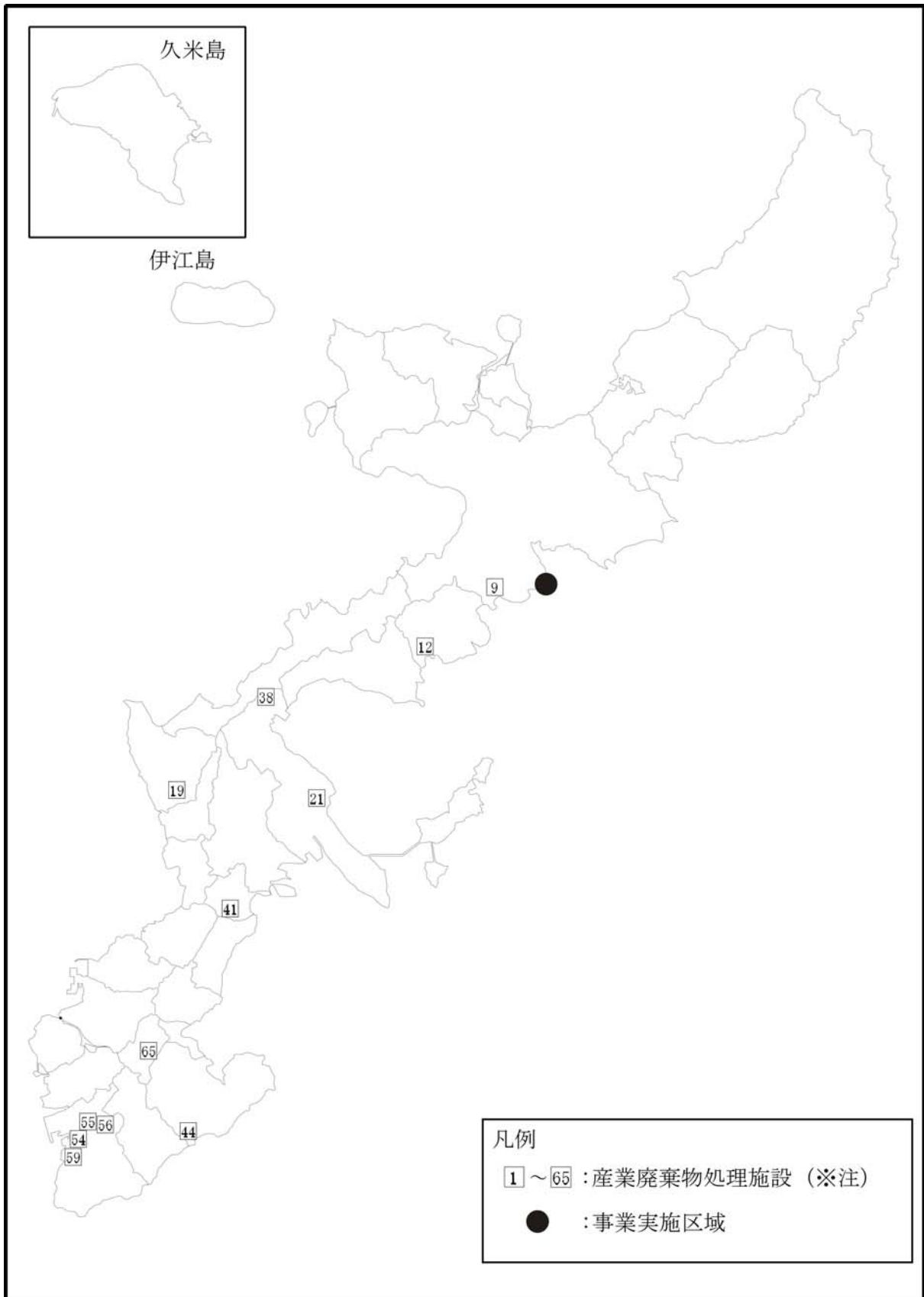


図-6.23.1.4 汚泥処理施設の位置図

注) 図中の番号は、表6.23.1.9に示す番号。

資料: 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)  
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

(イ) 最終埋立施設

表-6.23.1.6 で抽出した廃棄物処理施設の中から、産業廃棄物最終埋立施設を表-6.23.1.10 に、施設の位置を図-6.23.1.5 に示しました。産業廃棄物最終埋立施設は 11 施設あります。

表-6.23.1.10 産業廃棄物最終埋立施設

通し番号	番号 (注1)	参考文献 の記号 (注1)	業者名	所在事業場 町 村	管轄 保健 所	か ら事 業 距 離 実 施 へ 区 域 (km)	最終処分		受入可能量		
							安定型 埋立	管理型 埋立	H16年5月 末残余 (m <sup>3</sup> ) ※資料中 で、(t)表 記のもの はそれを 用いた。	H17年6月 末残余 (m <sup>3</sup> )	H19年6月 末残余 (m <sup>3</sup> )
B	A	A	D	E	A						
1	2	A	-	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	○	-	5,000t	◆
2	4	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	○	-	1,530	22,600
3	17	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	○	-	◆	◆
4	18	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	○	-	640,274t	1,012,847
5	20	A	B	不二宮工業（株）	うるま市	中部	40	○	-	7,921	7,477
6	21	A	-	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	-	-	◆	◆
7	24	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	○	○	◆	◆
8	31	A	B	株式会社久和建創	うるま市	中部	50	○	-	5,000	2,500
9	44	A	B	街クリーン（株）	南城市	南部	70	○	-	1,000,000	872,201
10	49	A	B	（株）丸清組	豊見城市	南部	70	○	-	64,000	61,000
11	50	A	B	（株）丸真組	八重瀬町	南部	75	○	-	77,899	77,185
12	55	A	-	（有）アース環境開発 南部リサイクルセンター	糸満市	南部	75	○	-	◆	◆

注 1) 番号は、表 6.23.1.6 の番号と整合しています。

- A. 「平成 19 年度建設廃棄物実態調査報告書」平成 19 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部
- B. 「沖縄地区（17）処分場調査報告書」平成 18 年 6 月、那覇防衛施設局
- C. 「平成 16 年度実施設計単価表」平成 16 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部
- D. 「平成 17 年度実施設計単価表」平成 17 年 10 月 1 日実施、沖縄県土木建築部

注 2) ○ : 受け入れ可、◆ : 情報なし

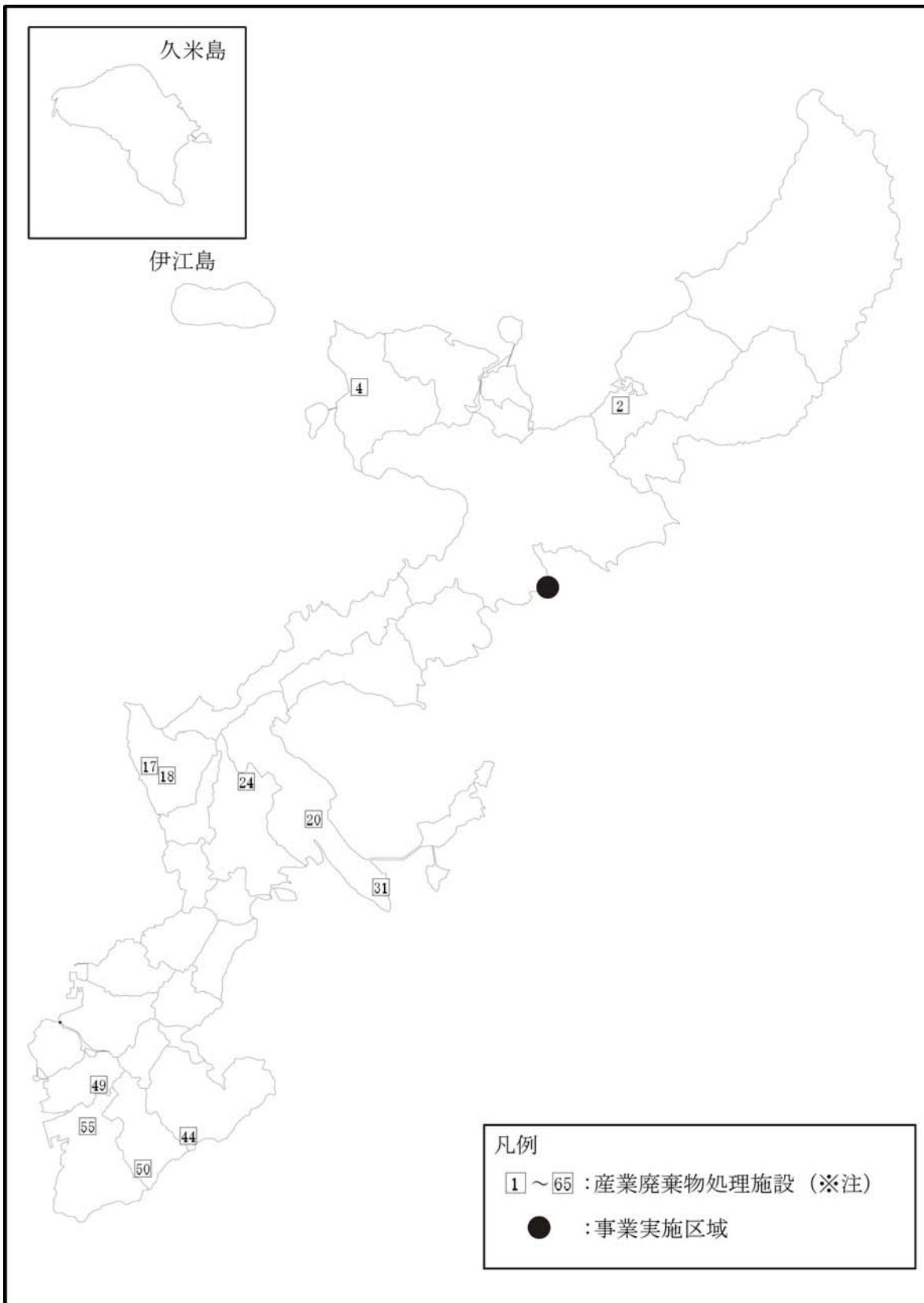


図-6.23.1.5 産業廃棄物最終埋立施設の位置図

注) 図中の番号は、表6.23.1.10に示す番号。

資料: 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)  
「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

(b) 廃棄物の種類及び量並びに処理等

本事業において発生が予測されている建設副産物の種類及び供用後の廃棄物等について表-6.23.1.11に示しました。

事業概要より発生が予測される廃棄物の種類は、産業廃棄物であるがれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）、木くず（工作物除去、伐採木、根株等）、非飛散性アスベスト、ガラス陶磁器くず等の混合廃棄物、建設汚泥などや一般廃棄物が挙げられます。

表-6.23.1.11 廃棄物の種類

区分	種別	産業の分類	対象工事・対象施設	処理方法	備考
工事の実施	がれき類（石材）	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	がれき類（コンクリート塊等）	産業廃棄物	撤去工事	リサイクル	100%場内
	がれき類（アスコン塊等）	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	伐採樹木	産業廃棄物	撤去工事	リサイクル	100%場内
	伐採樹木 木くず（建物）	産業廃棄物	撤去工事 飛行場施設設置	リサイクルプラント で処理	
	鋼材等金属くず	産業廃棄物	撤去工事 飛行場施設設置	有償償却	
	ガラス陶磁器くず	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	廃プラスチック類	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	化学繊維（カーテン）	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	ゴムフロート	産業廃棄物	撤去工事	埋立（安定型）	
	非飛散性アスベスト	産業廃棄物	飛行場施設設置	埋立（安定型）	
	浚渫土砂	産業廃棄物	飛行場施設設置	リサイクル	埋立地へ投入
	建設汚泥及び建設残土	産業廃棄物	飛行場施設設置	リサイクル	埋立地へ投入
	ガードレール・フェンス	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	仮設構台撤去工 (H鋼橋梁、仮設橋梁)	産業廃棄物	撤去工事	有償償却	
	仮設棧台	産業廃棄物	飛行場施設設置	有償償却	
	付着物	産業廃棄物	撤去工事	埋立（管理型）	
施設等の存在	可燃ゴミ	一般廃棄物	施設運用による発生	焼却 埋立（一般廃棄物最終処分場）	
	粗大ゴミ（金属くず、木材等）	一般廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	資源ゴミ回収業者
	資源ゴミ（空き缶、空きビン等）	一般廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	資源ゴミ回収業者
	不燃ゴミ	産業廃棄物	施設運用による発生 飛行機点検整備等による発生	場外搬出	廃棄物処理業者
	燃料、油脂、潤滑油等	産業廃棄物	施設運用による発生 飛行機点検整備等による発生	場外搬出	廃棄物処理業者
	汚水処理の余剰汚泥量	産業廃棄物	施設運用による発生	場外搬出	廃棄物処理業者

## 2) 現地調査

### (a) 廃棄物処理施設の状況

#### a) ヒアリング結果

事業概要より発生が予測される廃棄物の種類を表-6.23.1.11から、がれき類、木くず、建設汚泥、非飛散性アスベスト、混合廃棄物及び一般廃棄物について、これら廃棄物が処理可能な業者を抽出し、現有施設の種類及び規模、施設設置時期、実績、残余容量（最終処分場の場合）、受入の可能性等についてヒアリングを行いました。

#### (ア) 施設処理能力及び処理実績

調査対象施設の処理能力及び処理実績についてヒアリング結果を表-6.23.1.12に示しました。

稼働率は50%以下の業者が多くなっていました。

表-6.23.1.12 処理能力及び処理実績

番号 (注1)	分類 (注2)	A (注4)	B (注4)	業者名	事業場所在 市町村	管轄 保健所	事業実施区 域からの距 離 (km)	施設の種類	処理能力	処理実績等	稼働率 (注3)
2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破碎	移動式：560t/d 固定式400t/d	中間処理：15,000t/年	5%
								安定型処分場	—	処理実績：近年なし 残余容量：15,042m <sup>3</sup> (H19年6月末)	—
4	III	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破碎	破碎1：35t/d 破碎2：45t/d	15,000～19,000t/年	7%
								安定型処分場	埋立面積：16,521m <sup>2</sup> 埋立容量：100,986m <sup>3</sup>	処理実績：— 残余容量：21,111m <sup>3</sup> (H19年3月末)	—
6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	焼却	88kg/d	—	—
								がれき、木材の破碎	破碎A：320t/d 破碎B：17t/d	がれき類：5,000 t/年 木くず：4～500 t/年	5%
9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	100t/d	—	—
10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破碎	800t/d	72,000t/年	30%
12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	120t/d	18,000 t/年	50%
17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれき、木材の破碎	400t/d	20,000～30,000 t/年	21%
								安定型処分場	埋立面積：40,000m <sup>2</sup> 埋立容量：1,000,000m <sup>3</sup>	処理実績：— 残余容量：950,000m <sup>3</sup> (H19年6月末)	—
18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	焼却	23t/d	—	—
								がれき、木材の破碎	75t/d	—	—
								安定型処分場	埋立面積：54,499m <sup>2</sup> 埋立容量：1,376,934m <sup>3</sup>	残余容量：961,921m <sup>3</sup> (H20年12月末)	—
19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	180 t/d	7,000～14,000t/年	19%
20	III	A	B	不二宮工業㈱	うるま市	中部	40	安定型処分場	—	処理実績：操業していない 残余容量：7,197m <sup>3</sup> (H19年6月末)	—
21	I	A	—	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	焼却	3t/d	400t/年	44%
								がれき、木材の破碎	640t/h	がれき類：19,000t/年 木くず：2,000t/年	11%
								汚泥処理 (脱水・乾燥)	—	実績なし	—
24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	焼却・焼成	94t/d	35,000 t/年	85%
								がれき、木材の破碎	44t/d	—	—
								安定型処分場	埋立面積：21,747m <sup>2</sup> 埋立容量：286,740m <sup>3</sup>	処理実績：— 残余容量：286,740m <sup>3</sup> (H19年6月末)	—
								管理型処分場	埋立面積：2,356m <sup>2</sup> 埋立容量：25,026m <sup>3</sup>	処理実績：— 残余容量：—	—
38	III	—	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	汚泥処理 (発酵・堆肥化)	150 t/d	43,000 t/年	96%

注1) 番号は、表6.23.1.6と整合しています。

注2) 分類： I. 複数の廃棄物処理業を営む業者、及び地方公共団体の施設

→県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。

II. 施設能力等の情報が不十分な施設（施設能力不明等）

→施設情報の充実が図られる。

III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設

→公表されている情報の確認を行う。

注3) 稼働率は年間稼働日数を300日と仮定し処理実績／処理能力で算出。

注4) A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)

B. 「沖縄地区(17) 処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

#### (イ) リサイクル状況

調査対象施設のリサイクル及び再生品の需要状況を表-6. 23. 1. 13 に示しました。

##### ア) がれき類や建設汚泥

がれき類や建設汚泥については再生処理後に直ちに売却される傾向があり、再生材の需要は非常に高い状況でした。また、これらの過程で分別される金属類については、金属回収業者へ有償売却されていました。

##### イ) 木くず

木くずについては、チップ化した後に農家へ肥料として売却、または公共工事で防草材等に使用する例がみられました。また、木くずの発生由来としては開発に伴う伐採木や、解体工事で発生する古い資材等があげられますが、このうち解体工事に伴う木くずについては、含有成分の問題から農家への供給が困難との回答もあり、木くずのリサイクルルートとしてはやや安定性に欠ける状況でした。

表-6.23.1.13 リサイクル状況調査結果

番号 (注1)	分類 (注2)	A (注4)	B (注4)	業者名	事業場所在 市町村	管轄 保健所	事業実施 区域からの距離 (km)	施設の種類	リサイクルの状況・再生品の需要等
2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破碎	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100% 金属類：10%
4	III	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破碎	コンクリート、アスファルト・コンクリート材は直ちに売却。季節変動等はややあるが、基本的に需要が高い。
6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	がれき類の破碎 木材処理、収集運搬	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100%、金属類：金属回収業者へ売却100%
9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	土砂として全量売却している。
10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破碎 収集運搬	・再生砕石は需要大。県内はコンクリート材料が足らないぐらいである。 ・木くずは破碎処理後、低価格で農家へ販売している。
12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	再生直後に土砂として売却。足りないほどである。
17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれき、木材の破碎	コンクリート、アスファルト・コンクリート材は非常に高い。
18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	がれき、木材の破碎	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100% 木材はチップ化し、植栽帯の防草材等として売却しているが、需要が高いとはいえない。
19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	三種処理土として100%売却。需要としては現在はあまりないが、県発注の特記仕様書に再製品の優先使用が記載されるようになってきたので、今後は伸びていくものと思われる。
21	I	A	—	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	がれき、木材の破碎	コンクリート、アスファルト・コンクリート材：100%
								汚泥処理 (脱水・乾燥)	実績なし
24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	がれき、木材の破碎	中間処理 平成17年度：35,762 t 平成18年度：36,444 t
38	III	—	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	汚泥処理 (発酵・堆肥化)	県内のサトウキビなどに肥料として使用している。

注1) 番号は、表6.23.1.6～表6.23.1.7と整合しています。

注2) 分類： I. 複数の廃棄物処理業を営む業者、及び地方公共団体の施設

→県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。

II. 施設能力等の情報が不十分な施設（施設能力不明等）

→施設情報の充実が図られる。

III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設

→公表されている情報の確認を行う。

注3) A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

## (ウ) 受け入れ可能性

本事業から発生する廃棄物の受け入れ可能性について表-6.23.1.14に示しました。

本事業から発生する産業廃棄物の受け入れについては、業務上の理由（受入品目が特定されている又は操業していない等）から受入不可の業者もありましたが、これら以外では許可品目さえ合えば問題なく受け入れるとの回答でした。

表-6.23.1.14 受入可能性調査結果

番号 (注1)	分類 (注2)	A (注4)	B (注4)	業者名	事業場所在 市町村	管轄 保健所	事業実施 区域から の距離 (km)	施設の種類	受け入れの可能性
2	I	A	—	ニライ環境開発株式会社	大宜味村	北部	30	がれき、木材の破碎 安定型処分場	<input type="radio"/> ：問題なし
4	III	A	B	本部生コン株式会社	本部町	北部	30	がれき、木材の破碎 安定型処分場	<input type="radio"/> ：品目が合えば問題なし。大いに期待している。
6	III	A	—	有限会社美ら島エコクリーン	名護市	北部	20	焼却 がれき、木材の破碎	<input type="radio"/> ：特に問題なし
9	II	A	—	有限会社環境美化システム	名護市	北部	5	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	<input type="radio"/> ：建設汚泥（無機汚泥） であれば問題なし
10	III	A	—	有限会社手水産業	名護市	北部	15	がれき類の破碎	<input type="radio"/> ：受入に問題なし
12	III	A	—	山元産業	宜野座村	中部	10	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	<input type="radio"/> ：問題なし
17	II	A	B	株式会社沖広産業	読谷村	中部	45	がれき、木材の破碎 安定型処分場	<input type="radio"/> ：特に問題なし
18	II	A	B	合資会社森岡産業	読谷村	中部	45	焼却 がれき、木材の破碎 安定型処分場	<input type="radio"/> ：特に問題なし
19	II	A	—	福山商事株式会社	読谷村	中部	45	汚泥処理 (脱水・乾燥・造粒固化)	<input type="radio"/> ：問題なし
20	III	A	B	不二宮工業㈱	うるま市	中部	40	安定型処分場	×：昨年10月から操業して いないため、受け入れられ ない。
21	I	A	—	株式会社アース環境開発	うるま市	中部	40	焼却 がれき、木材の破碎 汚泥処理 (脱水・乾燥)	<input type="radio"/> ：品目が合えば問題なし。
24	I	A	B	株式会社倉敷環境	沖縄市	中部	40	焼却 がれき、木材の破碎 安定型処分場 管理型処分場	<input type="radio"/> ：品目が合えば特に問題 ない。
38	III	—	B	株式会社沖縄有機	うるま市	中部	30	汚泥処理 (発酵・堆肥化)	×：県と契約している下水 汚泥に限り処理を行ってい るため、受け入れない。

注1) 番号は、表6.23.1.6と整合しています。

注2) 分類： I. 複数の廃棄物処理業を営む業者、及び地方公共団体の施設

→県内の廃棄物動向における多角的な情報収集が期待できる。

II. 施設能力等の情報が不十分な施設（施設能力不明等）

→施設情報の充実が図られる。

III. 受入品目が少なく、かつ施設情報が既存資料より充分把握できる施設

→公表されている情報の確認を行う。

注3) A. 「平成19年度建設廃棄物実態調査報告書」(平成19年10月、沖縄県土木建築部)

B. 「沖縄地区(17)処分場調査報告書」(平成18年6月、那覇防衛施設局)

## 6.23.2 予測

### 6.23.2.1 工事の実施

#### (1) 予測の概要

建設工事の実施に伴う副産物の種類毎の発生の状況（建物の撤去含む）を予測項目とし、表-6.23.2.1.1に示すとおり予測を行いました。

表-6.23.2.1.1 廃棄物等に係る予測の概要（工事の実施）

項目	内容
予測項目	建設工事に伴う副産物の種類毎の発生の状況の把握
影響要因	<p>護岸の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設本体の護岸工事</li> <li>・作業ヤードの工事</li> <li>・海上ヤードの工事</li> <li>・工事用仮設道路の工事</li> <li>・浚渫の工事</li> </ul> <p>埋立ての工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設本体の埋立て工事</li> <li>・埋立土砂発生区域における土砂の採取</li> <li>・工事用仮設道路の工事</li> <li>・美謝川の切替え工事</li> </ul> <p>造成等の施工による一時的な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替施設本体における造成等の施工</li> <li>・進入灯の工事</li> </ul>
予測地域	名護市辺野古沿岸域
予測対象時期等	護岸の工事、埋立ての工事及び造成等の施工による一時的な影響の工事期間中で建設副産物が発生する時期
予測の手法	<p>①がれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）※注 がれき類の発生量を整理し、その措置の検討を行いました。</p> <p>②伐採樹木（木くず等） 現存植生図に事業実施区域を重ね合わせ、改変に伴い消滅する植生箇所の面積を求め、これを伐採面積とし、「伐採面積×単位面積あたりの樹木の体積（材積）」から伐採樹木の発生量を算出し、その措置の検討を行いました。</p> <p>③建設汚泥及び残土 建設汚泥及び建設残土の発生量を把握し、その措置の検討を行いました。</p> <p>④金属くず（鋼材類、アルミくず等） 施工計画等から金属くず（鋼材類、アルミくず等）の発生量を把握し、その措置の検討を行いました。</p> <p>⑤混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等） 混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等）の発生量を整理し、その措置を検討を行いました。</p> <p>⑥非飛散性アスベスト 非飛散性アスベストの発生量を整理し、その措置の検討を行いました。</p> <p>⑦付着物 汚濁防止膜に付着する付着物の発生量を把握し、その措置の検討を行いました。</p>

注) コンクリート塊等：鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート等  
アスコン塊等：アスファルト舗装材及びアスファルト防水材等

## (2) 予測方法

### 1) がれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）

がれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）の発生量を把握し、その措置を検討しました。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）等に則り、その措置を検討しました。

なお、コンクリート塊等とは、鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート等を、アスコン塊等とは、アスファルト舗装材及びアスファルト防水材等をいいます。

### 2) 伐採樹木（木くず等）

現存植生図に事業実施区域を重ね合わせ、改変に伴い消滅する植生箇所の面積を求め、これを伐採面積とし、「伐採面積×単位面積あたりの樹木の体積（材積）」から伐採樹木の発生量を算出し、この措置を検討しました。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等に則り、その措置を検討しました。

### 3) 建設汚泥及び建設残土

施工計画等から建設汚泥及び建設残土の発生量を把握し、その措置を検討しました。

### 4) 金属くず（鋼材類、アルミくず等）

施工計画等から金属くず（鋼材類、アルミくず等）の発生量を把握し、その措置を検討しました。

### 5) 混合廃棄物（廃プラスチック、纖維くず等）

施工計画等から混合廃棄物（廃プラスチック、纖維くず等）の発生量を把握し、この措置を検討しました。

### 6) 非飛散性アスベスト

施工計画等から非飛散性アスベストの発生量を把握し、その措置を検討しました。

### 7) 付着物

施工計画等から汚濁防止膜に付着する貝殻等の付着物の発生量を把握し、その措置を検討しました。

### (3) 予測結果

#### 1) 公有水面の埋立

##### (a) 護岸の工事

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.2に、発生時期を表-6.23.2.1.5に示しました。

- ・代替施設本体の護岸工事及び作業ヤードの工事からは、建設工事に伴う副産物の発生はありません。
- ・海上ヤードの工事からは、撤去に伴って石材が発生しますが、回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分できるものと予測しました。
- ・浚渫の工事からは、浚渫土砂が発生すると予測しました。その処理方法としては、二重締切矢板式護岸の中詰めとして利用し、場外への発生はありません。

表-6.23.2.1.2 護岸工事に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	数量	単位	処理方法	発生時期
代替施設本体の護岸工事	—	—	—	—	発生しない
作業ヤードの工事	—	—	—	—	発生しない
海上ヤードの工事	石材	363,000	m <sup>3</sup>	再利用（有償償却）	5年次5～12ヶ月目
工事用仮設道路の工事	—	—	—	—	埋立ての工事の項目でまとめて検討
浚渫の工事	浚渫土砂（航路）	—	m <sup>3</sup>	二重締切矢板式護岸の中詰めとして利用するため発生しない。	1年次8ヶ月～2年次8ヶ月目
	浚渫土砂（床堀）				2年次8～11ヶ月目

(b) 埋立ての工事

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.3 に、発生時期を表-6.23.2.1.5 に示しました。

- 代替施設本体における造成等の施工の埋立工事、埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事からは、建設土砂が発生しますが、これについては基本的に全て埋立に利用する計画としています。

なお、地盤改良では建設汚泥は発生しません。

- 埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事からは、建設工事に伴う副産物として、建設汚泥が発生します。これらについては天日乾燥した後に事業実施区域内で盛土材等に再利用するなど、適正に処理・処分されるものと予測しました。
- 埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路の工事、美謝川の切替え工事からは、建設工事に伴う副産物として、伐採樹木が発生します。これらについては事業実施区域内でチップ化し、緑化等（植生基盤材及びマルチング等）に使用することとなっていますが、チップ化しない伐採樹木についてはリサイクルプラントに搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。
- 工事用仮設道路からはコンクリート塊等（コンクリート塊・路盤）が発生しますが、事業実施区域内にコンクリート破碎機を設置し、処理して本事業内で再利用する計画としました。

また、アスコン塊等（アスファルト塊）も発生しますが、リサイクルプラントに搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- 汚濁防止膜の撤去時には、コンクリートブロックが発生しますが、リサイクルプラントに搬出し、適正に処理・処分するものと予測しました。  
ガードレール・フェンスや金属（アンカー・ウェイト他）については、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

また、汚濁防止膜のゴムフロート・化学繊維（カーテン）については、15cm程度のチップに裁断処理後、安定型最終処分場に搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- 汚濁防止膜からは、貝殻等の付着物が発生しますが、油等が混合している可能性があることから、汚濁防止膜から剥がして他の廃棄物とは別にまとめて廃棄物処理施設において焼却処理を行い、管理型最終処分場へ搬出し、適正に処理・処分されるものと計画しました。

表-6.23.2.1.3 埋立の工事に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	数量	単位	処理方法	発生時期
代替施設本体における造成等の施工	埋立工事	—	—	m <sup>3</sup>	— 発生しない。
	地盤改良	—	—	m <sup>3</sup>	— 発生しない。
埋立土砂発生区域における土砂の採取	伐採樹木	8,000	m <sup>3</sup>	3,828m <sup>3</sup> は、緑化等に使用 4,124m <sup>3</sup> は、リサイクルプラントで処理	A-1区域：1年次12ヶ月目 A-2区域：1年次12ヶ月～2年次1ヶ月目 A-3区域：2年次4～5ヶ月目 B区域：2年次2～3ヶ月目 C区域：2年次5ヶ月目
	建設残土	—	m <sup>3</sup>	埋立地へ投入するため発生しない。	2年次1～11ヶ月目
	建設汚泥	※	m <sup>3</sup>	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	2年次1～11ヶ月目
工事用仮設道路の工事	伐採樹木	2,300	m <sup>3</sup>	136m <sup>3</sup> は、緑化等に使用 2,184m <sup>3</sup> は、リサイクルプラントで処理	仮設道路A：1年次1ヶ月目 仮設道路B-1：1年次1ヶ月目 仮設道路C-1：1年次5ヶ月目
	建設残土	—	m <sup>3</sup>	工事区域内で土の移動。場外へは持ち出さない。	仮設道路A：1年次2～4ヶ月目 仮設道路B-1：1年次2～4ヶ月目 仮設道路C-1：1年次5～7ヶ月目
	建設汚泥	※	m <sup>3</sup>	埋立地へ投入するため発生しない。	1年次1ヶ月～2年次3ヶ月目
	アスコン塊等 (アスファルト塊)	700	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	
	コンクリート塊等(路盤)	4,900	m <sup>3</sup>	場内にコンクリート破碎機を設置して処理し本事業で利用する。	5年次8～9ヶ月目
	ガードレール	2,600	m	再利用(有償償却)	
	コンクリート塊等 (コンクリート塊)	100	m <sup>3</sup>	場内にコンクリート破碎機を設置して処理し本事業で利用する。	
	フェンス	1,100	m	再利用(有償償却)	
	仮設構台撤去工(H鋼橋梁)	29	スパン	再利用(有償償却)	仮設道路B-1：5年次8～12ヶ月目
	仮設構台撤去工(仮設橋梁)	27	スパン	再利用(有償償却)	仮設道路B-2：5年次5～7ヶ月目
美謝川の切替え工事	建設残土	—	m <sup>3</sup>	埋立地へ投入するため発生しない。	1年次3～11ヶ月目
	建設汚泥	※	m <sup>3</sup>	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	
	伐採樹木	990	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	1年次1ヶ月目、1年次7ヶ月目、1年次11ヶ月目
汚濁防止膜	ゴムフロー	220	m <sup>3</sup>	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ	
	化学繊維(カーテン)	320	m <sup>3</sup>	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ	2年次3ヶ月目、3年次9ヶ月目、4年次11ヶ月目
	金属(アンカー・ウェイト他)	270	m <sup>3</sup>	再利用(有償償却)	
	コンクリートブロック	1,700	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	
	付着物	2,700	m <sup>3</sup>	焼却処理後、管理型処分場	2年次3～5ヶ月目、3年次3～5ヶ月目、3年次9～11ヶ月目、4年次3～5ヶ月目、4年次11ヶ月～5年次1ヶ月目

注) 建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。

2) 飛行場及びその施設の設置

(a) 造成等の施工による一時的な影響

工事の実施に伴い発生する副産物を表-6.23.2.1.4 に、発生時期を表-6.23.2.1.5 に示しました。

- 代替施設本体における造成等からは、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類が発生しますが、いずれも安定型最終処分場へ搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

非飛散性アスベストについては、近傍の管理型最終処分場へ搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

コンクリート塊については、事業実施区域内にコンクリート破碎機を設置し、処理して本事業内で再利用する計画としました。

アスファルト塊等（舗装、歩道）については、リサイクルプラントへ搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

木くず（建物）については、リサイクルプラントに搬出し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

建設残土については、埋立地へ投入する計画です。

鋼材類やアルミくずについては、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

- 進入灯の工事では工事完了後、仮設棧台を撤去しますが、これらは金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6.23.2.1.4 代替施設本体の造成等に伴う副産物の発生量

工事名	副産物の種類	数量	単位	処理方法	発生時期
代替施設本体における造成等	コンクリート塊（建物）	52,000	m <sup>3</sup>	場内にコンクリート破碎機を設置して処理し本事業で利用する。	1年次1～3ヶ月目 2年次2～4ヶ月目 3年次1～2ヶ月目 3年次5ヶ月～5年次1ヶ月目
	鋼材類（建物）	7,200	m <sup>3</sup>	再利用（有償償却）	
	木くず（建物）	2,600	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	
	アルミくず（建物）	100	m <sup>3</sup>	再利用（有償償却）	
	ガラス陶磁器くず（建物）	80	m <sup>3</sup>	安定型処分場	
	廃プラスチック類（建物）	600	m <sup>3</sup>	安定型処分場	
	非飛散性アスベスト（建物）	3,200	m <sup>3</sup>	管理型処分場	
	アスファルト塊等（舗装）	2,800	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	
	アスファルト塊等（歩道）	1,500	m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理	
進入灯の工事	建設残土	—	m <sup>3</sup>	埋立地へ投入するため発生しない。	4年次5～11ヶ月目
	仮設棧台	2,900	m <sup>3</sup>	再利用（有償償却）	4年目4ヶ月～5年目3ヶ月目

表-6.23.2.1.5(1) 建設工事の実施に伴う副産物の種類毎・処理方法別の発生時期

副産物の種類	工事名	発生量		総発生量	処理方法	1年目												2年目											
		1	2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
建設汚泥	埋立土砂発生区域土砂採取、工事用仮設道路、美謝川の切替え	※ m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用																								
がれき類 (コンクリート塊等)	工事用仮設道路の工事	4,900 m <sup>3</sup>	約57,000 m <sup>3</sup>	コンクリート破碎機を設置し、処理して本事業内で再利用																									
	工事用仮設道路の工事	100 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	52,000 m <sup>3</sup>																											
伐採樹木(木くず等)	埋立土砂発生区域における土砂の採取	8,000 m <sup>3</sup>	約13,900 m <sup>3</sup>	3,828m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 4,124m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  136m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 2,184m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  リサイクルプラントで処理  リサイクルプラントで処理																									
	工事用仮設道路の工事	2,300 m <sup>3</sup>																											
	美謝川の切替え工事	990 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,600 m <sup>3</sup>																											
がれき類 (アスコン塊等)	代替施設本体における造成等	1,500 m <sup>3</sup>	約6,300 m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理																									
	汚濁防止膜	1,700 m <sup>3</sup>																											
	工事用仮設道路の工事	700 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,800 m <sup>3</sup>																											
混合廃棄物 (廃プラスチック、化学繊維くず等)	汚濁防止幕	220 m <sup>3</sup>	約1,200 m <sup>3</sup>	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ  裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ  安定型処分場へ  安定型処分場へ																									
	汚濁防止幕	320 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	80 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	600 m <sup>3</sup>																											
非飛散性アスベスト	代替施設本体における造成等	3,200 m <sup>3</sup>	約3,200 m <sup>3</sup>	管理型処分場へ																									
付着物	汚濁防止幕	8,100 m <sup>3</sup>	約8,100 m <sup>3</sup>	焼却処理																									
		2,700 m <sup>3</sup>																											

注1)建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。

注2)灰色は発生時期、ピンク色はピーク時期。

表-6.23.2.1.5(2) 建設工事の実施に伴う副産物の種類毎・処理方法別の発生時期

副産物の種類	工事名	発生量		総発生量	処理方法	3年目												4年目											
		1	2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
建設汚泥	埋立土砂発生区域土砂採取、工事用仮設道路、美謝川の切替え	※ m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用																								
がれき類 (コンクリート塊等)	工事用仮設道路の工事	4,900 m <sup>3</sup>	約57,000 m <sup>3</sup>	コンクリート破碎機を設置し、処理して本事業内で再利用																									
	工事用仮設道路の工事	100 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	52,000 m <sup>3</sup>																											
伐採樹木(木くず等)	埋立土砂発生区域における土砂の採取	8,000 m <sup>3</sup>	約13,900 m <sup>3</sup>	3,828m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 4,124m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  136m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 2,184m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  リサイクルプラントで処理  リサイクルプラントで処理																									
	工事用仮設道路の工事	2,300 m <sup>3</sup>																											
	美謝川の切替え工事	990 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,600 m <sup>3</sup>																											
がれき類 (アスコン塊等)	代替施設本体における造成等	1,500 m <sup>3</sup>	約6,300 m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理																									
	汚濁防止膜	1,700 m <sup>3</sup>																											
	工事用仮設道路の工事	700 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,800 m <sup>3</sup>																											
混合廃棄物 (廃プラスチック、化学繊維くず等)	汚濁防止幕	220 m <sup>3</sup>	約1,200 m <sup>3</sup>	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ  裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ  安定型処分場へ  安定型処分場へ																									
	汚濁防止幕	320 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	80 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	600 m <sup>3</sup>																											
非飛散性アスベスト	代替施設本体における造成等	3,200 m <sup>3</sup>	約3,200 m <sup>3</sup>	管理型処分場へ																									
付着物	汚濁防止幕	8,100 m <sup>3</sup>	約8,100 m <sup>3</sup>	焼却処理																									
		2,700 m <sup>3</sup>	約2,700 m <sup>3</sup>	焼却残渣は管理型処分場へ																									

注1)建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。

注2)灰色は発生時期、ピンク色はピーク時期。

表-6.23.2.1.5(3) 建設工事の実施に伴う副産物の種類毎・処理方法別の発生時期

副産物の種類	工事名	発生量		総発生量	処理方法	5年目												6年目											
		1	2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
建設汚泥	埋立土砂発生区域土砂採取、工事用仮設道路、美謝川の切替え	※ m <sup>3</sup>	※ m <sup>3</sup>	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用																									
がれき類 (コンクリート塊等)	工事用仮設道路の工事	4,900 m <sup>3</sup>	約57,000 m <sup>3</sup>	コンクリート破碎機を設置し、処理して本事業内で再利用																									
	工事用仮設道路の工事	100 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	52,000 m <sup>3</sup>																											
伐採樹木(木くず等)	埋立土砂発生区域における土砂の採取	8,000 m <sup>3</sup>	約13,900 m <sup>3</sup>	3,828m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 4,124m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  136m <sup>3</sup> : 緑化等に使用 2,184m <sup>3</sup> : リサイクルプラント処理  リサイクルプラントで処理  リサイクルプラントで処理																									
	工事用仮設道路の工事	2,300 m <sup>3</sup>																											
	美謝川の切替え工事	990 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,600 m <sup>3</sup>																											
がれき類 (アスコン塊等)	代替施設本体における造成等	1,500 m <sup>3</sup>	約6,300 m <sup>3</sup>	リサイクルプラントで処理																									
	汚濁防止膜	1,700 m <sup>3</sup>																											
	工事用仮設道路の工事	700 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	2,800 m <sup>3</sup>																											
混合廃棄物 (廃プラスチック、化学繊維くず等)	汚濁防止幕	220 m <sup>3</sup>	約1,200 m <sup>3</sup>	裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ 裁断処理後15cm程度にチップ化し安定型処分場へ 安定型処分場へ 安定型処分場へ																									
	汚濁防止幕	320 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	80 m <sup>3</sup>																											
	代替施設本体における造成等	600 m <sup>3</sup>																											
非飛散性アスベスト	代替施設本体における造成等	3,200 m <sup>3</sup>	約3,200 m <sup>3</sup>	管理型処分場へ																									
付着物	汚濁防止幕	8,100 m <sup>3</sup>	約8,100 m <sup>3</sup>	焼却処理																									
		2,700 m <sup>3</sup>	約2,700 m <sup>3</sup>	焼却残渣は管理型処分場へ																									

注1)建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。

注2)灰色は発生時期、ピンク色はピーク時期。

### 3) 建設工事に伴う発生状況のまとめ

工事の実施に伴い発生する建設工事に伴う副産物は、建設汚泥及び建設残土、がれき類（石材、コンクリート塊等、アスコン塊等）、伐採樹木（木くず等）、金属くず（鋼材類、アルミくず等）、混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等）、非飛散性アスベスト、ガードレール・フェンス、仮設構台撤去（H鋼橋梁、仮設橋梁）及び付着物が発生するものと予測しました。建設工事に伴う発生量を表-6.23.2.1.6に示しました。

#### (a) がれき類

石材については、約363,000m<sup>3</sup>が発生しますが、回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

コンクリート塊等については、約57,000m<sup>3</sup>が発生しますが、事業実施区域内にコンクリート破碎機を設置し、再生路盤材として再利用する計画としました。

アスコン塊等については、約6,700m<sup>3</sup>が発生しますが、リサイクルプラントへ搬出し、処理・処分します。近傍のリサイクルプラントは、表-6.23.2.1.8に示すとおり9施設あり、リサイクルプラントへ搬出するアスコン塊等のピーク時における1日当たりの発生量は109.4 m<sup>3</sup>/日となり、近傍のリサイクルプラントの1日当たりの処理能力(2,254m<sup>3</sup>/日)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

#### (b) 伐採樹木

伐採樹木（木くず等）については、約13,900m<sup>3</sup>発生しますが、事業実施区域内でチップ化処理を行い、約4,000m<sup>3</sup>については緑化等（植生基盤材及びマルチング等）に利用し、事業実施区域内で利用されなかった約9,900m<sup>3</sup>の伐採樹木（木くず等）については、リサイクルプラントへ搬出し、処理・処分する計画としました。近傍のリサイクルプラントは、表-6.23.2.1.7に示すとおり8施設あり、リサイクルプラントへ搬出する伐採樹木（木くず等）のピーク時における1日当たりの発生量は181m<sup>3</sup>/日となり、近傍のリサイクルプラントの1日当たりの処理能力(6,065m<sup>3</sup>/日)を下回ることから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

#### (c) 建設汚泥及び残土

建設残土は、埋立地へ投入することから、建設工事に伴う副産物の発生はないものと予測しました。

また、建設汚泥は、天日乾燥した後に事業実施内で盛土材等に再利用し、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(d) 金属くず

金属くず（鋼材類、アルミくず等）、ガードレール・フェンス及び仮設構台撤去（H鋼橋梁、仮設橋梁）については、金属回収業者へ有償償却することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(e) 混合廃棄物

混合廃棄物（廃プラスチック、纖維くず等）については、約 $1,200\text{m}^3$ が発生しますが、安定型処分場において処分します。混合廃棄物（廃プラスチック、纖維くず等）のピーク時における1日当たりの発生量は $19.6\text{ m}^3/\text{日}$ となり、近傍の安定型最終処分場の1日当たりの処理能力（ $95\text{m}^3/\text{日}$ ）を下回ります。なお、近傍の安定型最終処分場における残余容量の合計は表-6.23.2.1.9に示すとおり $2,202,661\text{m}^3$ となっており、がれき類（アスコン塊等）と混合廃棄物（廃プラスチック、纖維くず等）の発生量（約 $7,900\text{m}^3$ ）は近傍の安定型最終処分場における残余容量の合計の0.4%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

(f) 非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、約 $3,200\text{m}^3$ が発生しますが、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」（平成17年8月22日環境省）及び「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術的指針」（環境省 平成17年3月30日）等の法令・指針等に基づき適正に処理・処分します。近傍の管理型最終処分場は、表-6.23.2.1.10に示すとおり1施設あります。近傍の管理型最終処分場における埋立容量は $25,026\text{m}^3$ となっており、非飛散性アスベストの発生量（約 $3,200\text{m}^3$ ）は近傍の管理型最終処分場における埋立容量の12.8%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。なお、飛散性アスベストが使用されている既存施設は確認されていませんが、飛散性アスベストが確認された場合は、県内に処分場が存在しないため、法令に従い県外の処分場へ適切に処理・処分することとします。

(g) 付着物

付着物については、約 $8,100\text{m}^3$ が発生しますが、油等が混合している可能性があることから、廃棄物処理施設にて貝殻等の焼却処理を行った後、管理型最終処分場において処分します。焼却処理前のピーク時における1日当たりの発生量は、 $39.8\text{m}^3/\text{日}$ となり、廃棄物処理施設の1日当たりの焼却処理能力は表-6.23.2.1.11に示すとおり $82.5\text{ m}^3/\text{日}$ を下回ります。

また、焼却処理後の体積が $1/3$ になるものと想定しますと、付着物の総体積は約 $2,700\text{m}^3$ となります。近傍の管理型最終処分場における埋立容量は、表-6.23.2.1.10に示すとおり $25,026\text{m}^3$ となっており、付着物の発生量（約 $2,700\text{m}^3$ ）

は近傍の管理型最終処分場における埋立容量の 10.8%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6.23.2.1.6 建設工事に伴う副産物の発生量

副産物の種類	処理方法等	発生量のピーク値	発生量	処理施設の処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理施設の残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量に対する比率 (%)
建設汚泥	天日乾燥後、事業実施区域内で路盤材等に再利用	※ m <sup>3</sup> /日	※ m <sup>3</sup>	※	※	※
がれき類（石材）	再利用（有償償却）	— m <sup>3</sup> /日	約363,000 m <sup>3</sup>	—	—	—
金属くず（鋼材類、アルミニウム等）		— m <sup>3</sup> /日	約10,500 m <sup>3</sup>	—	—	—
ガードレール・フェンス		— m/日	約3,700 m	—	—	—
仮設構台撤去工 (H鋼橋梁、仮設橋梁)		— スペーン/日	約60 スペーン	—	—	—
がれき類（コンクリート塊等）		再利用 245 m <sup>3</sup> /日	約57,000 m <sup>3</sup>	—	—	—
伐採樹木（木くず等）	チップ化（再利用） リサイクルプラント（再利用）へ	110 m <sup>3</sup> /日 181 m <sup>3</sup> /日	約4,000 m <sup>3</sup> 約9,900 m <sup>3</sup>	— 6,065	—	—
がれき類（アスコン塊等）	リサイクルプラント（再利用）へ	109 m <sup>3</sup> /日	約6,700 m <sup>3</sup>	2,254	—	—
混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等）	安定型最終処分場へ	19.6 m <sup>3</sup> /日	約1,200 m <sup>3</sup>	95	34,655	0.1
非飛散性アスベスト	管理型最終処分場（非飛散性アスベスト）へ	8.1 m <sup>3</sup> /日	約3,200 m <sup>3</sup>	—	25,026	12.8
付着物	焼却前 焼却処理後、管理型処分場へ	39.8 m <sup>3</sup> /日 13.3 m <sup>3</sup> /日	約8,100 m <sup>3</sup> 約2,700 m <sup>3</sup>	82.5 —	— 25,026	— 10.8

注1) 建設汚泥の発生量は、赤土等の濁水発生量頻度によるので算定が不能であり、「※」として記載しています。

注2) 処理施設の処理能力、残余容量は、表-6.23.2.1.7～表-6.23.2.1.11に示す。

表-6.23.2.1.7 近傍の主なリサイクルプラントの処理能力（伐採樹木）

業者名	事業場所在市町村	処理能力(a)		換算した処理能力(b) (m <sup>3</sup> /日)
		(t/日)	(m <sup>3</sup> /日)	
ニライ環境開発株式会社	大宜味村	移動式：560	1,018	
		固定式：400	727	
本部生コン株式会社	本部町	破碎1：35	64	
		破碎2：45	82	
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	破碎A：320	582	
		破碎B：17	31	
有限会社手水産業	名護市	800	1,455	
株式会社沖広産業	読谷村	400	727	
合資会社森岡産業	読谷村	75	136	
アース環境開発株式会社	うるま市	640	1,164	
株式会社倉敷環境	沖縄市	44	80	
株式会社バイオマス再資源化センター	うるま市	60	109	
合計		3,336	6,065	

注) 処理能力(t/日)については、表-6.23.1.13及び平成23年11月ヒアリング結果から抽出しました。

$$b(\text{m}^3\text{当たりの年間処理能力})(\text{m}^3/\text{年}) = \frac{a(\text{t} \text{当たりの年間処理能力})(\text{t}/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

表-6.23.2.1.8 近傍の主なリサイクルプラントの処理能力（アスコン塊等）

業者名	事業場 所在市町村	処理能力(a)		換算した 処理能力(b) (m <sup>3</sup> /日)
		※注1 (t/日)		
ニライ環境開発株式会社	大宜味村	移動式：	560	378
		固定式：	400	270
本部生コン株式会社	本部町	破碎1：	35	24
		破碎2：	45	30
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	破碎A：	320	216
		破碎B：	17	11
有限会社手水産業	名護市	800		541
株式会社沖広産業	読谷村	400		270
合資会社森岡産業	読谷村	75		51
株式会社アース環境開発	うるま市	640		432
株式会社倉敷環境	沖縄市	44		30
共同企業体沖縄アスコン	金武町	※注2		
合計		3,292		2,254

注 1) 処理能力 (t/日) については、表-6.23.1.13 に示すヒアリング結果から抽出しました。

$$b(m^3\text{当たりの年間処理能力})(m^3/\text{年}) = \frac{a(t\text{当たりの年間処理能力})(t/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

注 2) 共同企業体沖縄アスコンの処理能力 (t/年) の値については得られませんでした。

表-6.23.2.1.9 近傍の安定型最終処分場の処理能力と残余容量

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 ※注1 (t/日) (a)	換算した 処理能力 (m <sup>3</sup> /日) (b)	残余容量(m <sup>3</sup> )	
株式会社沖広産業	読谷村	82	35	950,000	平成19年6月末
合資会社森岡産業	読谷村	41	17	961,921	平成20年12月末
株式会社倉敷環境	沖縄市	100	42	286,740	平成19年6月末
株式会社久和建創	うるま市	※注2		4,000	平成19年6月末
合 計		223	95	2,202,661	

注 1) 処理能力 (t/日) については、表-6.23.1.13 に示すヒアリング結果から抽出しました。

$$b(m^3\text{当たりの年間処理能力})(m^3/\text{年}) = \frac{a(t\text{当たりの年間処理能力})(t/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

注 2) 株式会社久和建創の処理能力 (t/年) の値については得られませんでした。

表-6.23.2.1.10 近傍の管理型最終処分場の埋立容量

業者名	事業場 所在市町村	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	備考
株式会社倉敷環境	沖縄市	2,356	25,026	平成21年1月現在

表-6. 23. 2. 1. 11 近傍の管理型最終処分場の処理能力

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (t/日)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
株式会社倉敷環境	沖縄市	94	82.5

注) 処理能力 (t/日) については、表-6. 23. 1. 13 に示すヒアリング結果から抽出しました。

$$b (\text{m}^3 \text{当たりの年間処理能力}) (\text{m}^3/\text{年}) = \frac{a (\text{t当たりの年間処理能力}) (\text{t}/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

## 6.23.2.2 施設等の存在及び供用

### (1) 予測の概要

施設等の存在時については、施設からの一般ゴミ（可燃物及び不燃物）、合併浄化槽からの余剰汚泥の発生や航空機の点検、整備、それに関する工業作業において発生する廃棄物があることから、表-6.23.2.2.1に示すとおり予測を行いました。

表-6.23.2.2.1 廃棄物等に係る予測の概要（施設の存在及び供用）

項目	内 容
予測項目	施設利用に伴う一般廃棄物の発生状況
影響要因	飛行場の施設の供用
予測地域	名護市辺野古沿岸域
予測対象時期等	飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
予測の手法	①一般ゴミ（可燃物及び不燃物） 一般ゴミ発生量を推計して発生量を把握し、影響の程度を把握しました。 ②余剰汚泥 合併浄化槽からの余剰汚泥量を算出し、汚泥処理に伴う影響の程度を把握しました。 ③その他の廃棄物 事業活動に伴う廃棄物量を把握し、影響の程度を把握しました。

### (2) 予測方法

施設利用に伴う一般ゴミの発生、余剰汚泥量並びに航空機の点検、整備、それに関連する工業作業については、事業計画を元に発生量の予測を行いました。

### (3) 予測結果

供用後の廃棄物処理計画の概要を表-6.23.2.2.2に示しました。

#### (a) 一般ゴミ（可燃物及び不燃物）

一般ゴミのうちの可燃物（以下、「可燃ゴミ」という。）については、名護市的一般廃棄物の焼却施設に搬出して焼却処理を行った後、焼却残渣を名護市的一般廃棄物最終処分場において適正に処理・処分する予定です。表-6.23.2.2.3に示すとおり、名護市的一般廃棄物の焼却処理能力は14,600t/年であり、施設からの可燃ゴミの発生量(2,700t/年)は焼却処理能力の18.5%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

焼却残渣については、名護市的一般廃棄物最終処分場において適正に処理・処分する予定ですが、調査時点においては、名護市的一般廃棄物最終処分場は平成22年3月が終了予定となっていました。しかし、現時点においては終了年は確定

していないことから、今後、名護市と調整の上、新たに整備されると想定される最終処分場において処分することとします。

なお、現在の名護市の一般廃棄物最終処分場の残余容量は 30,746m<sup>3</sup>（平成 20 年現在）となっていますが、年間に発生する可燃ゴミの焼却残渣量（433 m<sup>3</sup>/年）と比べると一般廃棄物最終処分場における残余容量の 1.4%に相当します。

粗大ゴミ、資源ゴミについては、空き缶や空きビン等の分別を含め、委託業者によりリサイクルを行うことから適正に処理・処分されるものと予測しました。

不燃ゴミについては、可能な限り分別し、近傍の管理型最終処分場において処分します。近傍の管理型最終処分場の埋立容量は、表-6.23.2.2.5 に示すとおり 25,026m<sup>3</sup> となっており、不燃ゴミの発生量（26 m<sup>3</sup>/年）は近傍の管理型最終処分場における埋立容量の 0.1%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

#### (b) 余剰汚泥

余剰汚泥については、汚水処理浄化槽で航空機洗浄排水や業務排水を併せて処理する計画としていますので、産業廃棄物として近傍の汚泥処理施設において行います。近傍の汚泥処理施設における処理能力の合計は、表-6.23.2.2.6 に示すとおり 150,000 m<sup>3</sup>/年となっており、余剰汚泥の発生量（190 m<sup>3</sup>/年）は近傍の汚泥処理施設における処理能力の合計の 0.1%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

#### (c) その他の廃棄物

工業作業等に伴う廃油については、近傍の焼却処理施設において処理・処分する計画としています。近傍の焼却処理施設における処理能力の合計は、表-6.23.2.2.7 に示すとおり 40,029 m<sup>3</sup>/年となっており、廃油の発生量（52 m<sup>3</sup>/年）は近傍の焼却処理施設における処理能力の合計の 0.1%に相当することから、適正に処理・処分されるものと予測しました。

表-6.23.2.2.2 廃棄物処理計画の内容

区分		年間発生量	単位	処理方法	備考	処理施設の処理能力(年間当たり)	処理施設の残余容量	処理能力からの比率(%) ※注1	埋立容量からの比率(%) ※注2
可燃ゴミ	焼却前	2,700	t	名護市一般廃棄物 焼却場で焼却処分	生活ゴミ(紙等) ※注3 焼却後の残渣量: 380t	14,600	—	18.5	—
	焼却後の残渣	433	m <sup>3</sup>	名護市一般廃棄物 最終処分場へ	焼却後の残渣量 380tを体積換算した。	—	30,746	—	1.4
粗大ゴミ	300	t	資源ゴミ回収業者 へ	資源ゴミ回収業者 へ	リサイクル可能ゴミ (金属くず、木材等)	—	—	—	—
資源ゴミ	65	t	資源ゴミ回収業者 へ	資源ゴミ回収業者 へ	リサイクル可能ゴミ (空き缶、空きビン等)	—	—	—	—
不燃ゴミ	26	m <sup>3</sup>	管理型最終処分場 へ	吸湿剤、電池、接着剤、蛍光灯等	—	25,026	—	0.1	—
廃油	52	m <sup>3</sup>	焼却処理施設へ	燃料、油脂、潤滑油等	40,029	—	0.1	—	—
合併浄化槽からの余剰汚泥量	190	m <sup>3</sup>	廃棄物処理業者へ	汚水処理水量 2,550m <sup>3</sup> /日	150,000	—	0.1	—	—

注1) 処理施設の処理能力、残余容量は表-6.23.2.2.3~7に示す。

注2) 焼却残渣量は、平成18年度名護市焼却処理施設の実績より計算しました。焼却残渣量/直接焼却量=0.141

表-6.23.2.2.3 名護市の一般廃棄物焼却施設整備状況

実施主体	処理能力(t/日)	処理能力(t/年)
名護市	40	14,600

注) 平成20年3月末現在

表-6.23.2.2.4 名護市の一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体	埋立開始年月	終了予定期月	埋立面積(m <sup>2</sup> )	埋立容量(m <sup>3</sup> )	残余容量(m <sup>3</sup> )
名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	30,746

注) 平成20年3月末現在

表-6.23.2.2.5 近傍の管理型最終処分場の埋立容量

業者名	事業場所在市町村	埋立面積(m <sup>2</sup> )	埋立容量(m <sup>3</sup> )	備考
株式会社倉敷環境	沖縄市	2,356	25,026	平成21年1月現在

表-6.23.2.2.6 近傍の汚泥処理施設の処理能力

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (t/年)	換算した 処理能力 (m <sup>3</sup> /年)
有限会社環境美化システム	名護市	30,000	27,273
山元産業	宜野座村	36,000	32,727
福山商事株式会社	読谷村	54,000	49,091
株式会社沖縄有機	うるま市	45,000	40,909
合計		165,000	150,000

注 1) 処理能力 (t/日) については、表-6.23.1.13 に示すヒアリング結果から抽出しました。

$$b(m^3\text{当たりの年間処理能力})(m^3/\text{年}) = \frac{a(t\text{当たりの年間処理能力})(t/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

注 2) 年間稼働日数を 300 日として算出。

表-6.23.2.2.7 近傍の焼却処理施設の処理能力

業者名	事業場 所在市町村	処理能力 (t/年)	換算した 処理能力 (m <sup>3</sup> /年)
有限会社美ら島エコクリーン	名護市	26	29
合資会社森岡産業	読谷村	6,900	7,667
株式会社アース環境開発	うるま市	900	1,000
株式会社倉敷環境	沖縄市	28,200	31,333
合計		36,026	40,029

注 1) 処理能力 (t/日) については、表-6.23.1.13 に示すヒアリング結果から抽出しました。

$$b(m^3\text{当たりの年間処理能力})(m^3/\text{年}) = \frac{a(t\text{当たりの年間処理能力})(t/\text{年})}{k}$$

k : 換算係数

注 2) 年間稼働日数を 300 日として算出。

## 6.23.3 評価

### 6.23.3.1 工事の実施

#### (1) 環境影響の回避・低減に係る評価

##### 1) 環境保全措置の検討

工事の実施時においては、既に以下に示す環境保全措置を講ずることとしています。

- ・埋立土砂発生区域については、改変面積を可能な限り抑えることとしました。
- ・伐採樹木については、事業実施区域内においてチップ化し、緑化等（植生基盤材及びマルチング等）に可能な限り利用します。
- ・コンクリート塊等については、事業実施区域内にコンクリート破碎機を設置し、本事業において再利用することとします。
- ・建設汚泥及び建設残土は、本事業において盛土材等に再利用することとします。

##### 2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下の(a)～(g)に示すとおり、工事の実施による廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

##### (a) がれき類

海上ヤード撤去に伴い生じる石材については、回収業者へ有償償却することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響については、小さいものと考えています。

建設工事によってコンクリート塊等が発生しますが、環境保全措置として「事業実施区域内にコンクリート破碎機を設置し、本事業において再利用する」計画です。この実施により廃棄物の発生は低減されるとともに「建設リサイクル法」を踏まえ適正に処理・処分されるものと考えています。

建設工事により発生するがれき類のアスコン塊等はリサイクルプラントへ搬出します。リサイクルプラントへ搬出するアスコン塊等のピーク時における1日当たりの発生量は、近傍のリサイクルプラントの1日当たりの処理能力を下回り、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

(b) 伐採樹木

埋立土砂発生区域において土砂採取が発生し、土地が改変されますが、環境保全措置として「改変面積を可能な限り抑えること」を実施します。この実施により樹木の伐採量を可能な限り抑えられるものと考えています。

建設工事により伐採樹木（木くず等）が発生しますが、環境保全措置として「伐採樹木を可能な限り事業実施区域内でチップ化し、緑化等（植生基盤材及びマルチング等）に利用及び残りはリサイクルプラントにて再資源化する」計画です。以上のことより、工事の実施による廃棄物（伐採樹木（木くず等））の発生は回避されます。

なお、リサイクルプラントへ搬出する伐採樹木（木くず等）のピーク時における1日当たりの発生量は、近傍のリサイクルプラントの1日当たりの処理能力を下回り工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

(c) 建設汚泥及び残土

建設汚泥及び建設残土は、盛土材等に再利用することから、適正に処理されるものと考え、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響はないものと考えています。

(d) 金属くず

金属くず（鋼材類、アルミくず等）、ガードレール・フェンス、仮設構台撤去（H鋼橋梁、仮設橋梁）や仮設桟台については、回収業者へ有償償却することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響については、小さいものと考えています。

(e) 混合廃棄物

建設工事により混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等）が発生しますが、近傍の安定型最終処分場へ搬出する計画です。混合廃棄物（廃プラスチック、繊維くず等）は、近傍の安定型最終処分場施設における残余容量の0.4%に相当することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

(f) 非飛散性アスベスト

非飛散性アスベストについては、近傍の管理型最終処分場へ搬出する計画とされています。非飛散性アスベストの発生量は、近傍の管理型最終処分場における残余容量の12.8%に相当することから、工事の実施による廃棄物の処理に及

ぼす影響は小さいものと考え、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術的指針」（環境省 平成 17 年 3 月 30 日）等に基づき適正に処理・処分されるものとしました。なお、県内で処分できないことが生じた場合、県外へ搬出することも検討します。

(g) 付着物

汚濁防止膜に付着する付着物については、貝殻等を廃棄物処理施設において焼却処理した後、管理型最終処分場へ搬出します。付着物の発生量は、近傍の管理型最終処分場における埋立容量の 10.8%に相当することから、工事の実施による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理・処分されるものとしました。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理することを環境保全の基準又は目標としました。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、建設工事に伴う副産物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。

## 6.23.3.2 施設等の存在及び供用

### (1) 環境影響の回避・低減に係る評価

#### 1) 環境保全措置の検討

施設等の供用時においては、既に以下に示す環境保全措置を講ずることとしています。

- ・可燃ゴミ等の廃棄物は、空きカンや空きビン等の資源ゴミは可能な限り分別し、リサイクルを行うなど可能な限り排出量を削減するよう米軍に周知します。

#### 2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下の

(a)～(c)に示すとおり、供用時における廃棄物等の影響については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

##### (a) 一般ゴミ

施設等の利用に伴い可燃ゴミが発生しますが、「可燃ゴミ等の廃棄物は、可能な限り排出量を削減するよう米軍に周知すること」を行います。これにより、施設等の利用に伴う可燃ゴミの発生量は低減するものと考えています。

施設等の利用に伴い発生する粗大ゴミや資源ゴミについては、空き缶や空きビン等の分別を含めリサイクル業者に委託し、適正に処理されるものと考え、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

また、不燃ゴミについては、可能な限り分別し、近傍の管理型最終処分場において処分する計画とします。不燃ゴミの発生量は、近傍の管理型最終処分場における埋立容量の0.1%に相当することから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

##### (b) 余剰汚泥

余剰汚泥については、産業廃棄物として近傍の汚泥処理施設において処分する計画とします。余剰汚泥の発生量は、近傍の汚泥処理施設における処理能力の合計の0.1%に相当することから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

##### (c) その他の廃棄物

廃油については、近傍の焼却処理施設において処理・処分する計画とします。廃油の発生量は、近傍の焼却処理施設における処理能力の合計の0.1%に相当することから、施設等の供用による廃棄物の処理に及ぼす影響は小さいものと考えています。

(2) 国又は地方公共団体による環境の保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県環境基本計画において、「廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進を行う」、また、配慮事項としては「循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る」としており、これらを環境保全の基準又は目標としました。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、沖縄県環境基本計画において「廃棄物については、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進及び適正処理の推進を行う」されていること、また、配慮事項として「循環的な利用により最終処分を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る」とされている目標との整合は図られているものと評価しました。